



発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
HP URL <https://tax-aozora.com>

熱中症がもっとも心配な季節を迎えます。皆様、くれぐれもお気をつけください。
掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

改正前を適用した年末調整その後はどうなる？

基礎控除等の改正適用前に行った年末調整のその後について、概要を確認します。

基礎控除等の改正と年末調整

令和7年分の年末調整では、令和7年度税制改正により、次の項目が見直されます。

基礎控除	合計所得金額が2,350万円以下である場合の控除額が10万円引き上げられて58万円に(以下、本則) 居住者は特例として、合計所得金額が655万円以下である場合に、合計所得金額に応じて最大37万円を加算(以下、加算特例)
給与所得控除	最低保障額を10万円引き上げたことにより、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正に
特定親族特別控除	居住者が19歳以上23歳未満の一定の親族等を有する場合には、その親族等の合計所得金額に応じて最大63万円を控除
扶養親族等の所得要件	扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が10万円引き上げ

これら基礎控除等の改正は令和7年分からの適用となりますが、年末調整では令和7年12月1日以後から適用します。そのため、年末調整の時期により、次のように異なります。

年末調整 (その年の最後の給与支給日)	基礎控除等の適用
令和7年11月30日以前	改正前
令和7年12月1日以後	改正後

改正前を適用した年末調整のその後

死亡等により退職した場合や、海外転勤等により非居住者となること等が原因で、年の途中で改正前の基礎控除等を適用して年末調整を行った場合には、その後、給与の支払を受けた人

が改正後の適用を受けるには、確定申告等をする必要があります。この場合の手続きのポイントは、主に次のとおりです。

(1)死亡による退職の場合

死亡による退職を理由に年末調整を行った場合、その後に改正後を適用するには、その死亡した方の相続人等が手続きを行います。

(2)非居住者となる場合

海外転勤等により非居住者となることを理由に年末調整を行った場合には、その後において改正後を適用するための手続きを非居住者である間に行うときは、納税管理人を選任する必要があります。

なお、令和7年は1年を通じて非居住者である場合に、納税管理人を通じて令和7年分の確定申告を行うときに適用できる基礎控除は、前述の本則のみです。の加算特例は、居住者のみ適用できるため、その年中に居住者期間がなければ適用できません。これは、特定親族特別控除についても同様です。

予定納税の減額申請も注意

所得税の予定納税は、通常、7月と11月の2回、いずれも改正適用前に期限が到来します。このような場合に減額申請を行う際の計算は、改正前によります。ご注意ください。

参考：国税庁「令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q&A（令和7年5月）」他

お 仕 事 備 忘 録

- 1. 個人事業者の税金の納付...**8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。
例 ・個人事業税(第1期分) ・個人都道府県民税・市町村民税(第2期分)
- 2. 随時改定の反映(4月昇給の場合)...**随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。
- 3. 賞与と所得税の納付...**7月に賞与を支給した事業所においては、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与の所得税も納付することを忘れないようにしましょう。





個人事業主の交際費、必要経費とするための3つのポイント

取引先との関係構築や営業活動の一環として発生する飲食や贈答などの支出は、個人事業主にとっても重要な経費のひとつです。これらはいわゆる「交際費」に該当するものですが、税務上の必要経費として認めてもらうには、注意が必要です。

必要経費とできるもの

事業所得の金額は、基本的に総収入金額から必要経費を差し引いて求めます。

この場合の必要経費とは、次の金額です。

内容	主な勘定科目
総収入金額に対応する売上原価その他その総収入金額を得るために直接要した費用の額	直接費 仕入、原材料費、外注費など
その年に生じた販売費、一般管理費その他業務上の費用の額	間接費 広告宣伝費、消耗品費、地代家賃など

接待に要した金額や贈答品代など、いわゆる交際費について、税務上の接待交際費として必要経費とするには、相手方や支出の理由などからみて、事業を営む上で通常必要であると認められなければなりません。ここでは、必要経費として認められるためのポイントを、3つご紹介します。

接待交際費と認められる3つのポイント

(1)事業に関係していること

接待交際費であれば、収入につなげるための活動なのが、ポイントになります。

ポイント：

- ・ お客様や取引先との食事や贈り物など、事業のために使ったお金であること。
- ・ 家族や友人とのプライベートな支出はNG。

(2)記録・保存していること

支出を証明する領収証など書類の保存はもとより、相手の名前や、いつ、どこで、どんな目的で支出したのかなどを、記録しておきましょう。領収証などにメモ書きするだけでも、将来、税務調査があったときに容易に説明することができます。プライベートで同様の支出があれば取っておき、区別していることの説明ができると、なおよいでしょう。

ポイント：

- ・ 支出を証明できるレシートや領収証などを保管。
- ・ 誰と、いつ、どこで何の目的で使ったかなどを、メモしておく。

(3)常識の範囲内であること

支出する金額や接待の回数が、常識的な範囲内であることも大切です。金額が高額あるいは回数が多い場合は、その理由や必要性について、合理的に説明できるようにしておく必要があります。

ポイント：

- ・ 高すぎる支出や頻繁すぎる接待は、税務署に疑われることも。
- ・ 「事業のため」と説明できる内容・金額にしましょう。

法人とは異なり、法律上、交際費等の区分はなく金額にも上限はありません。しかし、税務調査では、法人よりも厳しい目で見られることもあるため、注意しましょう。

お仕事カレンダー



8月12日(火)	● 源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限(7月分)
8月31日(日)	● 健康保険・厚生年金保険料の支払期限(7月分)(9月1日期限) ● 個人の県民税・市町村民税の納期限(第2期分) 市町村の条例で定める日まで(9月1日期限) ● 個人の事業税の納期限(第1期分) 各都道府県の条例で定める日まで(9月1日期限) ● 6月決算法人の申告・納税、12月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万超、直前の課税期間の消費税年税額が48万超400万以下) ● 3月・9月・12月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)

～お知らせ～

誠に勝手ながら8月12日(火)～8月15日(金)まで夏季休業とさせていただきます。
ご理解の程よろしくお願い致します。

